

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.4

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ  
弁護士 山崎 寛也

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル10階

【報告義務発生日】 平成26年5月1日

【提出日】 平成26年5月12日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	京都きもの友禅株式会社
証券コード	7615
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（エグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	オリンパス・シルク・ホールディングスⅡ、エル・ピー
住所又は本店所在地	エムアンドシー・コーポレートサービス・リミテッド気付、私書箱309GT、ウグランド・ハウス、サウス・チャーチ・ストリート、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン、ケイマン諸島
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成19年5月1日
代表者氏名	オリンパス・シルク・ホールディングス・ジー・ピー・リミテッド ジェフリー・グラット、ディレクター (Olympus Silk Holdings II GP Limited, Jeffrey Glat, Director)
代表者役職	ジェネラルパートナー
事業内容	投資物件を自己勘定で購入し、保有し、処分し、又はその他の取引を行うこと及びケイマン諸島において設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップが営み、又は参加できるその他の適法な投資又は関連業務活動を営み、又は当該活動に参加すること。

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル10階 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 弁護士 山崎 寛也
電話番号	03-6212-1200

## (2)【保有目的】

該当なし
------

## (3) 【重要提案行為等】

該当なし

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	0	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成26年3月31日現在）	V	17,498,200
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		4.85

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成26年5月1日	株券（普通株式）	897,300	5.13	市場外	処分	京都きもの友禪株式会社	1,012

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第3 【共同保有者に関する事項】

## 1 【共同保有者 / 1】

## (1) 【共同保有者の概要】

## 【共同保有者】

個人・法人の別	法人( (その他) エグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	オリンパス・シルク・ホールディングスⅡⅡⅡ、エル・ピー
住所又は本店所在地	エムアンドシー・コーポレート・サービス・リミテッド気付、私書箱 309GT、ウグランド・ハウス、サウス・チャーチ・ストリート、ジョージ・タ ウン、グランド・ケイマン、ケイマン諸島
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成19年5月1日
代表者氏名	オリンパス・シルク・ホールディングス ・ジー・ピー・リミテッド ダニ エル・ミンツ、ディレクター (Olympus Silk Holdings III GP Limited, Daniel Mintz, Director)

代表者役職	ジェネラルパートナー
事業内容	投資物件を自己勘定で購入し、保有し、処分し、又はその他の取引を行うこと及びケイマン諸島において設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップが営み、又は参加できるその他の適法な投資又は関連業務活動を営み、又は当該活動に参加すること。

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル10階 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 弁護士 山崎 寛也
電話番号	03-6212-1200

## (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	0	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年3月31日現在)	V	17,498,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00

直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	9.75
----------------------------	------

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) オリンパス・シルク・ホールディングスⅠⅠ、エル・ピー  
(2) オリンパス・シルク・ホールディングスⅠⅠⅠ、エル・ピー

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

###### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

###### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年3月31日現在)	V	17,498,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.60

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
オリンパス・シルク・ホールディングスI I、エル・ピー	0	0.00
オリンパス・シルク・ホールディングスI I I、エル・ピー	0	0.00
合計	0	0.00